

研究雑話(35)

フランスの障害者教育・福祉事情(十九)：おわりに、運営理事会での活動報告。

藤井力夫

十八回にわたってフランスにおける障害者教育と福祉の状況についてお話ししてきました。障害者問題は制度の問題であるとともに、プライベートな人間的な充実を求める問題です。表面的な枠組みではなく、市民としての実際の生活を紹介できればと思います。五分毎のスナック・リーディングはとても有効な方法です。学級編成の原理やリズム・スコールの実際についても、諸結果で触れましたように学校や施設に関する我々にとって反省すべき点が多い。青い鳥をフランスに求めるではありません。日本の障害者教育・福祉の到達段階や実践の脈絡のなかで対比できる問題です。表は目次構成。各回の図表とともに今一度、通読していただければ幸いです。

どちらかと言えば、補助金による行政主導が目立つ日本。これに対し関係するものたちが自治組織を創設、施設運営に対する公的保障を追求してきたフランス。おわりにあたり福祉サービスの自治組織(アンソシアシオン)についてお話ししたい。障害児の教育や福祉では「親の会」が大きな役割を發揮しました。福祉の領域における自治組織のなかでも成功している方だと思われれます。ライフステージの各段階で保障すべき諸課題が具体的にだということにもよるでしょう。日本では「育成会」に該当します。が、実際の施設経営に乗り出

してはいません。フランスの親たちは、養護学校(IMP)、高等部(IMPro)、労働援護センター(CAT)、生活寮等、必要な施設を創設し、運営するという方向を切り開いてきたのでした。既設の諸団体、自治組織のあり方に対しても重要な役割をもちました。各自治組織の独自性を發揮するにあたって、一九七五年障害者基本法で、県段階での最高の議決機関、特殊教育委員会(CDES)と進路保障職業技術幹旋委員会(COTOREP)を設置したことは正解でした。構成メンバーは関係行政諸機関、施設、親の会代表等で、県レベルでの諸課題を協議するとともに推進する機関でもあるのです。障害の認定や学校や就労に関する決定に不服がある場合には、利用者は異議を申し立てできます。各自治組織では利用者の生活と教育、労働に必要な中身を充実、サービスするという明白な課題があるのです。文部、厚生、労働といった行政の諸施策をどうまとめ利用するか。すでにお話ししましたように、養護学校を例にとると、子どもに必要な専門職ということで、児童精神科医、内科医、精神分析医、心理運動士、言語治療士等を配置すべく実現してきました。医療関係に要する費用は疾病保険。教職員は文部省や厚生省、国からの出費。その他足りないところは県の社会扶助など。利用できる財政措置を養護学校という枠組み

のなかに統合していったのです。財政措置の基本は自治組織の全国連合が各行政との団体交渉で決めますが、どう運用するかは各自治組織の努力によります。運営理事会での年度毎の活動報告、なによりもこれが重要視され、監査も受けます。この積み重ねのなかで各省庁間、行政、社会扶助等の分担役割も改善されていく。こういう関係にあると考えていただいでよいでしょう。

最低賃金の保障と法定雇用実現の方策についても学ぶべき点が多い。罰則規定がとても具体的。①労働施設との下請け契約、②障害者雇用計画を労使双方で締結、③障害者職業編入振興基金への支払い。今後の展開を注目したい。

(北海道教育大学教授)

フランスにおける障害者教育・福祉事情 目次構成

- I. 1975年、障害者基本法について
- II-a. ある地方都市における地域保障の実際について
- b. CDESとCOTOREP
- III-a. 最低賃金の保障と法定雇用実現の方策
- b. 労働援護センター(CAT)の職員構成と作業種目
- IV-a. 親の会(UNAPEI)の組織と役割
- b. 親の会が経営する養護学校
- V-a. 学級編成の原理、基礎集団としての小舎制
- b. 小学校に養護学校の教室付設、統合教育の一つの形態
- c. 4人に1人が落第生、フランスの苦悩の一断面
- d. 子どものテンポにあった学校生活、修学リズムの改善
- VI-a. スナック・リーディング分析による日仏比較
- b. 諸結果
 - (1) 戸外でできることを室内でしてはならない。
 - (2) だれとどのように、関係が発達する。
 - (3) 生活のわざ、スポーツを生きる力に。
 - (4) 生活のわざ、食事を楽しく。
 - (5) 生活のわざ、ものあり方、使い方。
 - (6) 生活のわざ、聞き上手は確かめ上手。
- VII. おわりに